

# 障害福祉サービスとは

～知ってるようで知らないかも～



**2023年10月19日**

**さくら会**

**吉岡博之**

# 福祉サービスの歴史

措置から契約に  
なった時からと  
考えるといいか  
もね。

社会福祉基礎構造改革

2000年

支援費制度の開始

2003年

障害者自立支援法

2006年

障害者総合支援法

2013年

そもそも福祉サービ  
スってよく聞きます  
けど、いつぐらいか  
らあるの？

なんか、展開がはや  
いように思えますけ  
ど…。



## 福祉サービスの歴史

社会福祉サービスの質と量の向上を掲げ、事業参入の規制緩和をおこない、企業の参加を促進して競争原理が導入されたきっかけが「社会福祉基礎構造改革」といって平成12年（2000年）のことです。

「社会福祉基礎構造改革」の考え方に基づいて平成15年（2003年）に公布されたのが〔支援費制度〕です。従来の日本の障害保健福祉施策とは大きく一線を画すものでした。「措置から契約へ」しかし、予想以上のサービス利用による財源不足と、サービス利用料に地域差があるなどの問題があり改正を余儀なくされ、わずか数年で廃止となりました。

支援費制度の課題を解決し、改正法として施行されたのが平成18年（2006年）の「障害者自立支援法」でした。多くの障害者が属する低所得世帯にも1割負担を課し、世帯の範囲も生計を共にする家族と広範だったため、障害者の負担が増しました。さらにサービスを提供する事業者にも不評で実質の改悪となる改正でした。国は障害者とその家族から違憲訴訟を起こされ、同法は廃止となってしまいました。

訴訟の和解の際に取り交わされた基本合意に基づいて施行されたのが、現行の障害者総合支援法です。平成25年（2013年）から始まりました。

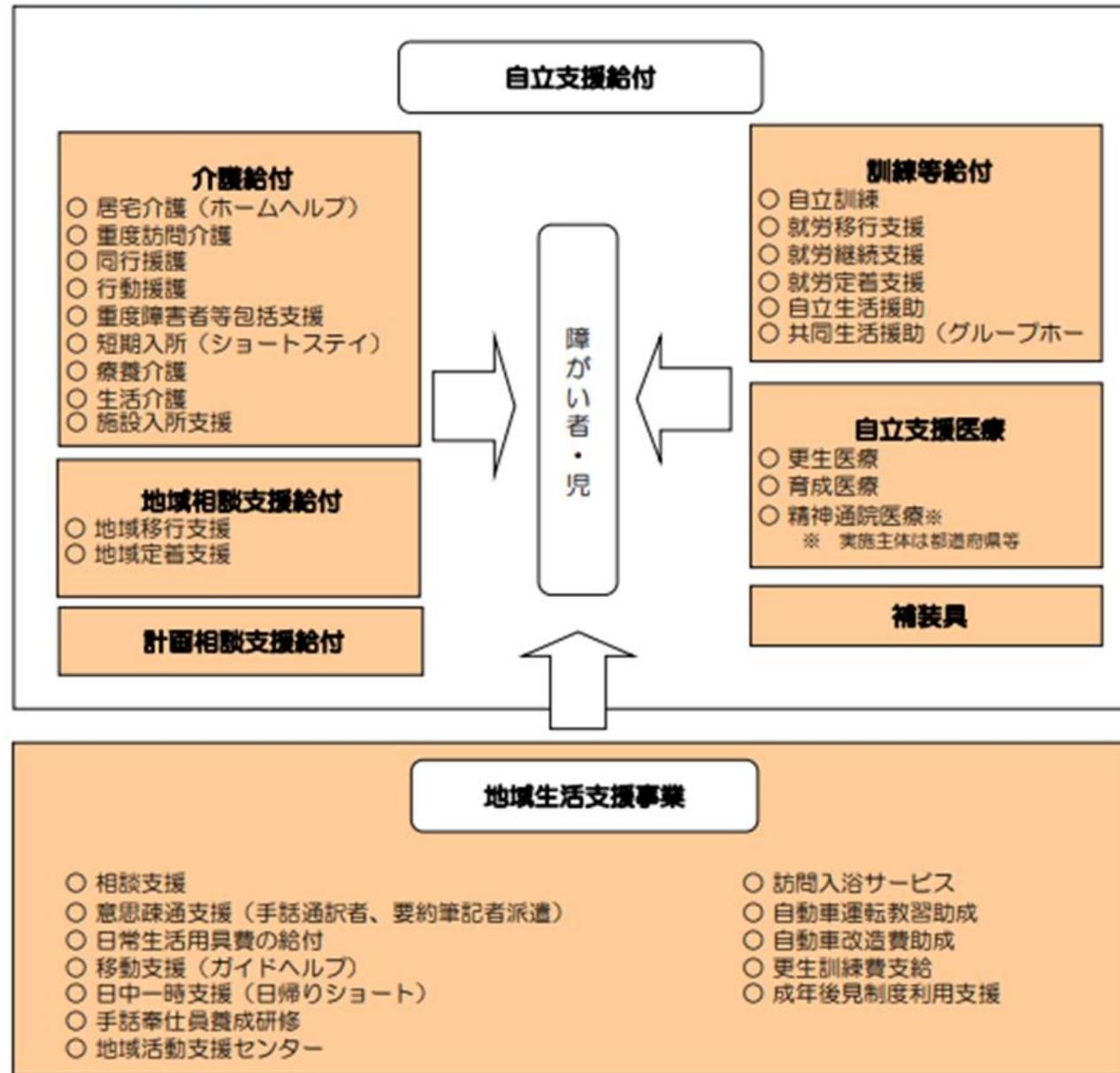
正式な名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。

## 福祉サービスの種類

訓練等給付	就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労定着支援</li> <li>・ 就労継続支援(A型・B型)</li> </ul>
	自立訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能訓練</li> <li>・ 生活訓練</li> </ul>
	居住支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立生活援助</li> <li>・ 共同生活援助(グループホーム)</li> </ul>
介護給付	訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 同行援護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 重度障害等包括支援</li> </ul>
	日中活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療養介護</li> <li>・ 生活介護</li> </ul>
	施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所・施設入所支援</li> </ul>
自立支援医療		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更生医療・育成医療・精神通院医療</li> </ul>
相談支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画相談支援・地域相談支援</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補装具</li> </ul>

## 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法による総合的な支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

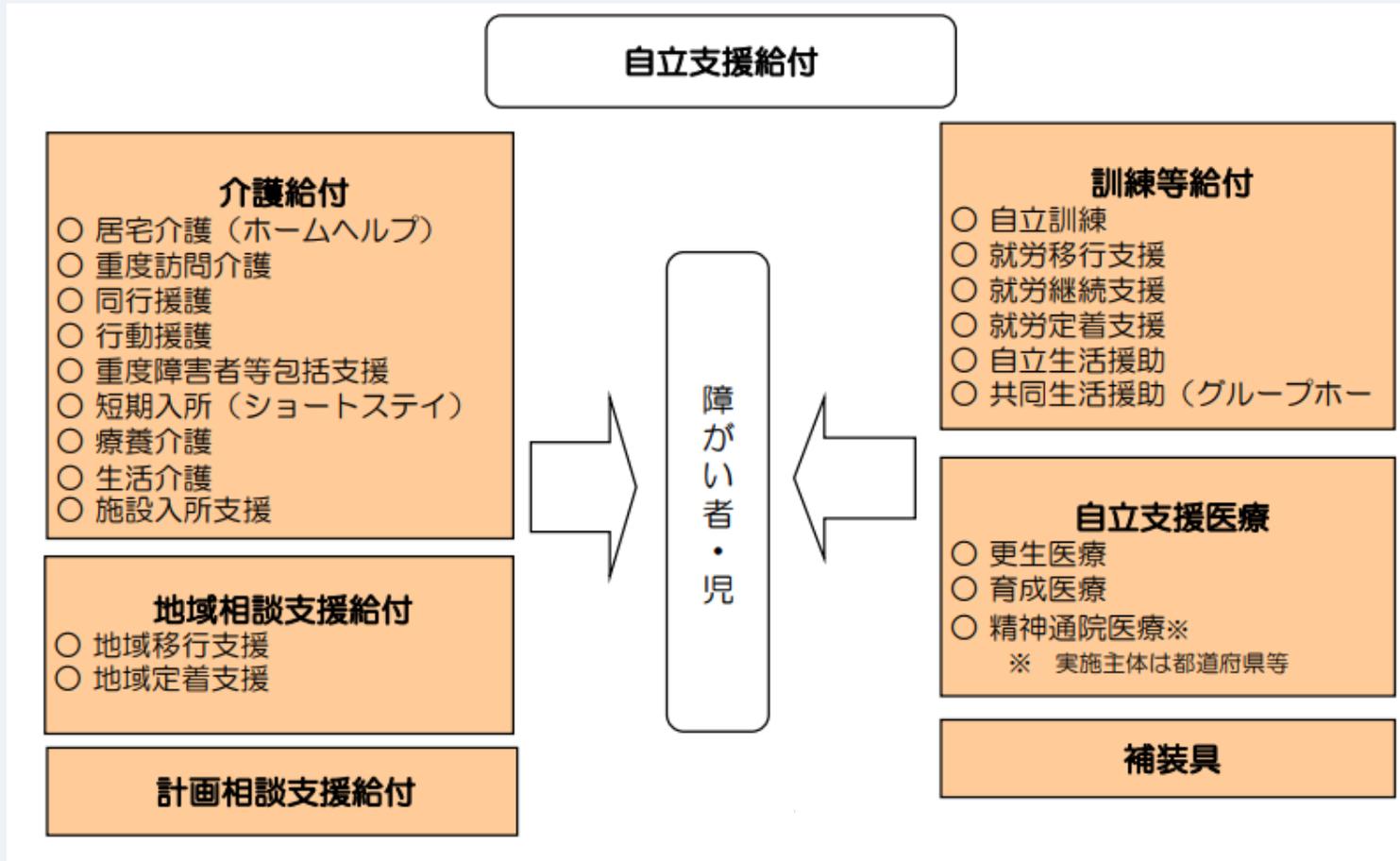


小金井市の「障がい福祉のてびき」にはわかりやすい図になっています。



# 自立支援給付と地域生活支援事業の違い

障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む。))・一定範囲の難病)にかかわらず全国共通の仕組みで行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、障害のある方の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



## 自立支援給付と地域生活支援事業の違い

障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む。)、一定範囲の難病)にかかわらず全国共通の仕組みで行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、障害のある方の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

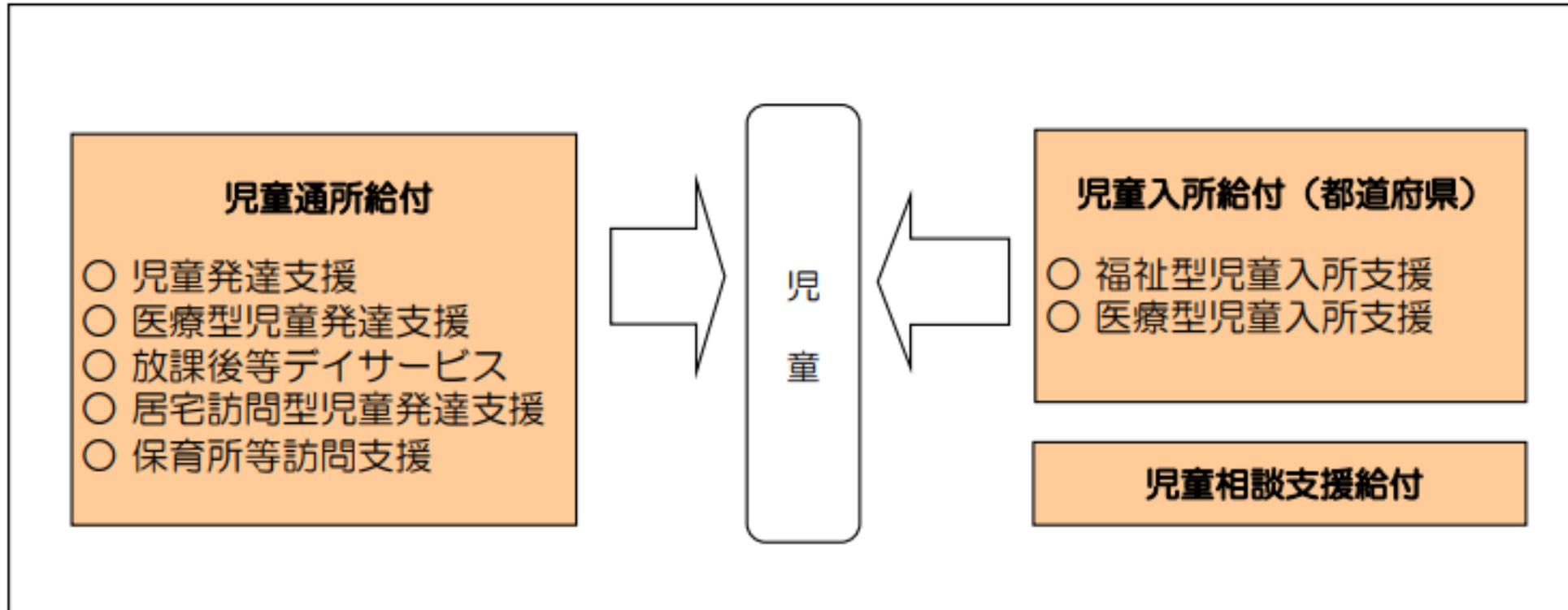
### 地域生活支援事業

- 相談支援
- 意思疎通支援(手話通訳者、要約筆記者派遣)
- 日常生活用具費の給付
- 移動支援(ガイドヘルプ)
- 日中一時支援(日帰りショート)
- 手話奉仕員養成研修
- 地域活動支援センター
- 訪問入浴サービス
- 自動車運転教習助成
- 自動車改造費助成
- 更生訓練費支給
- 成年後見制度利用支援

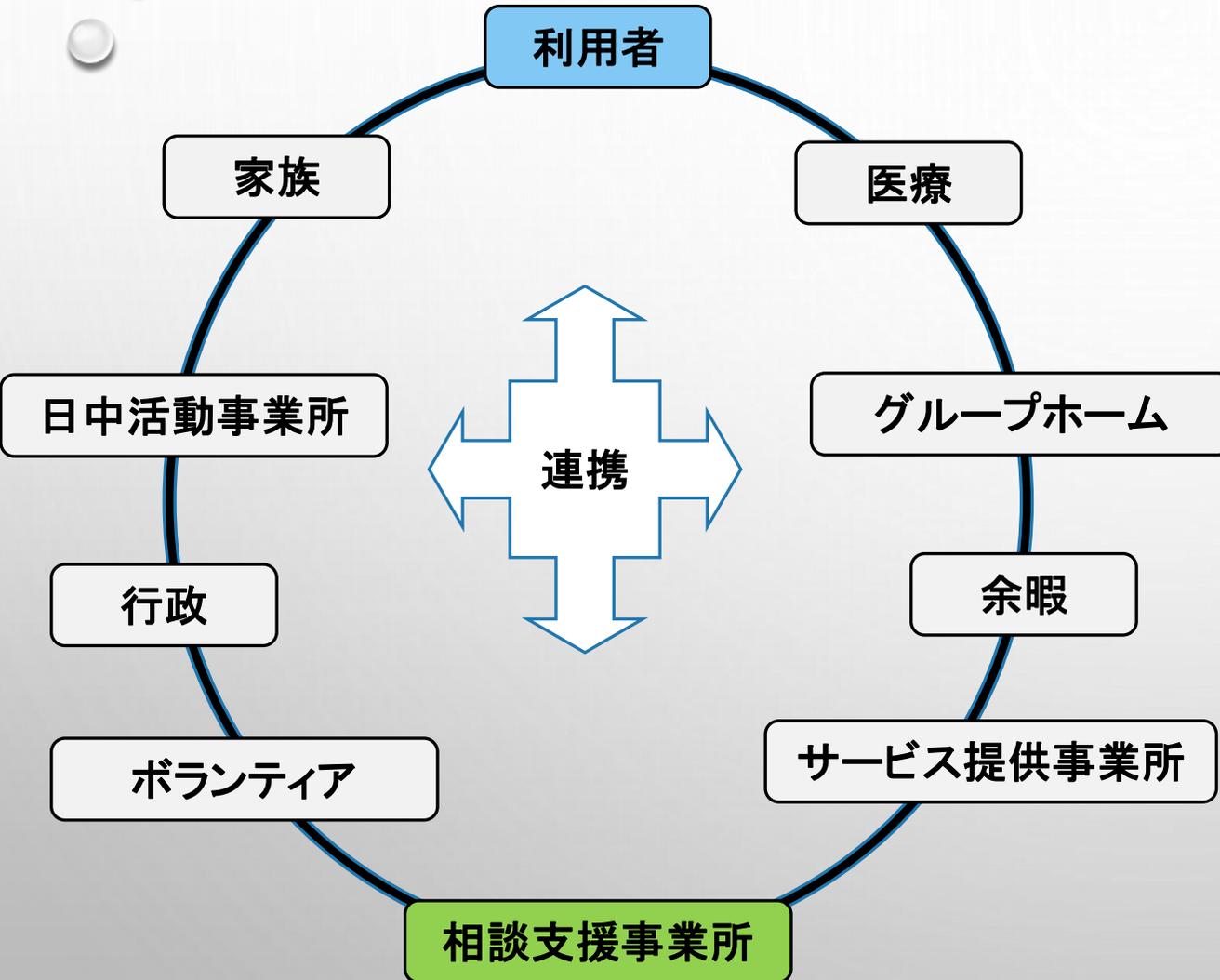
# 児童の支援は？

## 児童福祉法のサービス体系

特別な配慮の必要な児童の支援強化を図るため、これまでの種別ごとに分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化が図られました。



# 計画相談って何



計画相談とは、本人の地域生活に寄り添い、その人らしい安心・安定した社会参加や自己実現を目的として、どのような福祉サービスの支援があればよいのか？その支給量はどのくらいなのか？ということを決めていく仕組みです。  
一般的には「相談支援」と呼ばれています。  
その根拠となるのが、「サービス等利用計画」です。  
そのためには、色々な関係者と連携することが大切です。



# 計画相談って何

ライフステージに  
合わせた支援



計画相談の立案はライフステージ毎に寄り添った支援が大切ですが、将来の課題に備えて安定している現在に支援することも視野に入れて検討しなければなりません。

関係者による  
支援会議等



## 計画相談って何



サービス等利用計画を作るには2つの方法があるよ。

### セルフプラン

自分で作成する方法です。自立生活支援課の窓口で申請します。申請は簡単ですが関係機関との調整など全部自分でやる必要があります。

### 相談支援専門員

相談支援専門員がいる相談支援事業所と契約をして作成します。時間は少ししかかかりますが、気軽に相談できる関係者が増え公平中立の視点で作成してもらえます。

## 障害支援区分の種類

障がい支援区  
分って何だろう。



**障害支援区分とは、障害者総合支援法におけるサービス利用申請に対する支給を障害や心身の状態などにより必要な支援を1～6段階に分けた区分です。**

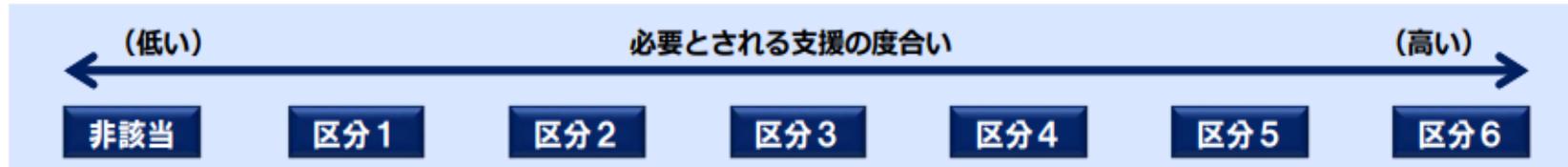
**1が支援の度合いが低く、6がもっとも高くなっています。  
高齢者の介護保険と非常に似通った決定システムです。**

# 障害支援区分の種類

## 障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

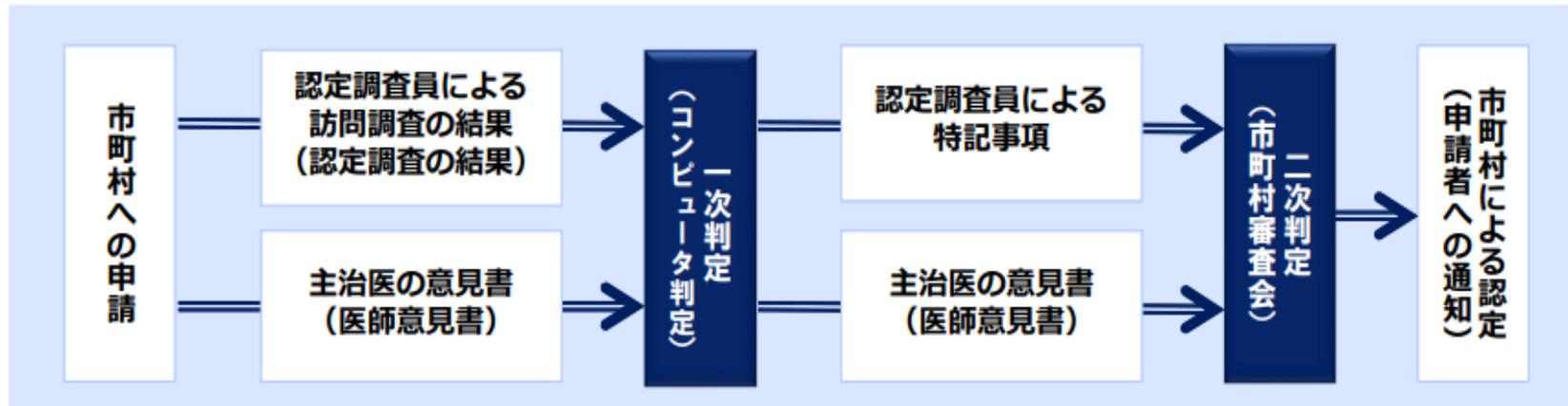
### ① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



### ② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



## 愛の手帳って何

知的障害者（児）が各種のサービス（手当、制度等）を受けるために、東京都が交付している手帳です。障害の程度は知能測定値、社会性日常の基本生活などを、年齢に応じて総合的に判定し、1度、2度、3度、4度に区分されます。

なお、国の制度として療育手帳制度があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受け、東京都版の療育手帳です。

- ① 最重度（1度）
- ② 重度（2度）
- ③ 中度（3度）
- ④ 軽度（4度）



支援区分と愛の手帳の度数と混乱しそう。



## 自立支援協議会って何？

自立支援協議会ってなんだろう？

名前だけは聞いたことあるけど…。

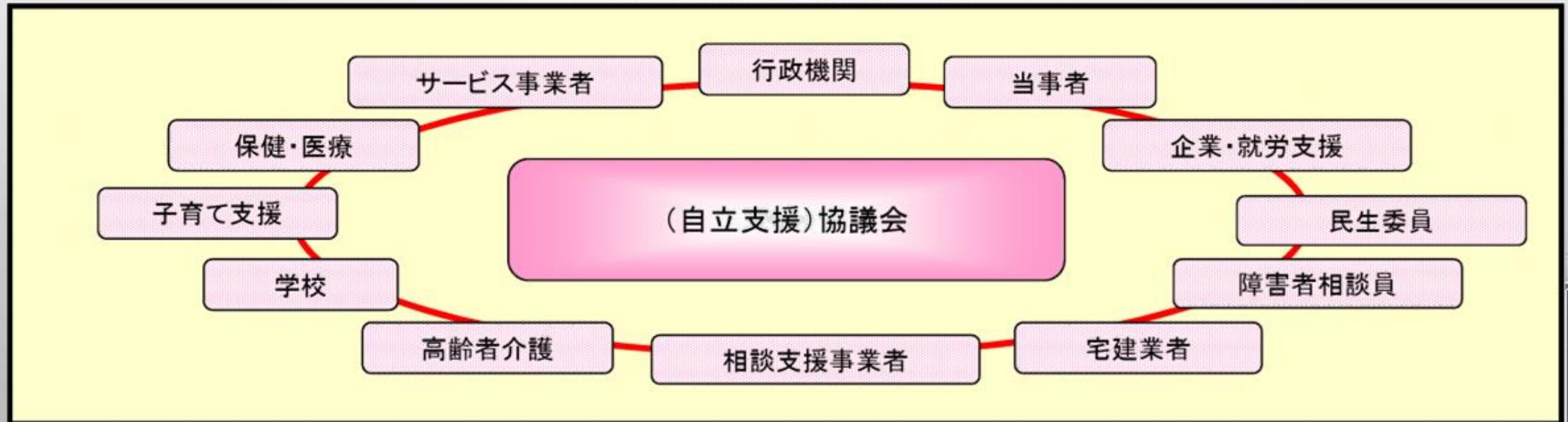
なんていう人は多くありませんか？



## 自立支援協議会って何？

障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている協議体です。

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



## 自立支援協議会って何？

**障害福祉計画においても自立支援協議会は大事な協議の場です。**

市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、**市町村障害福祉計画**を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

引用：障害者総合支援法  
総合支援法には上記のように示されています。

障害福祉計画は地域をより良くしていくための計画です。その計画の作成や変更には自立支援協議会の意見が非常に大切です。

逆に言えば、もし障害福祉計画に自立支援協議会からの意見が反映されていなければ、その点を物申すことも必要ということなのです。

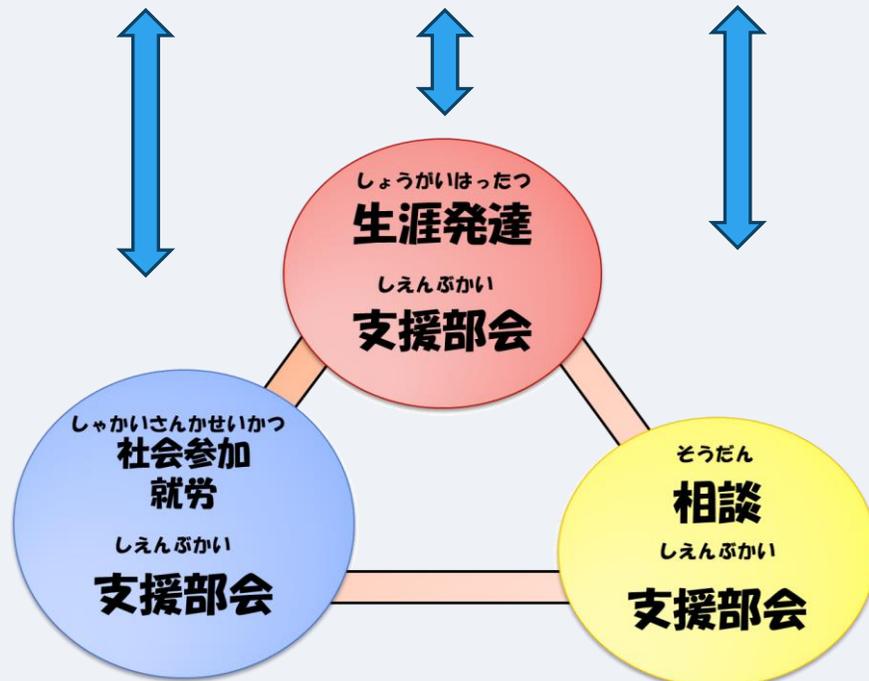
## 自立支援協議会って何？

### ○こんな役割も担われています

- ・委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価
- ・相談支援事業者等からなる相談支援に関する専門部会等における、個別事例の支援のあり方についての協議
- ・指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図る ための体制の検討
- ・地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化 等の取組を地域の実情に応じて進めていく必要がある旨や、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化を図る必要がある旨が、通知により明確化されている

# 小金井市地域自立支援協議会

## 全体会



小金井市では専門部会を組織して活動しています。生涯発達支援部会、社会参加・就労支援部会、相談支援部会です。このほか3つの部会が集まり、協議する全体会というものがあります。

## 小金井市地域自立支援協議会

障がい者の地域における生活を支えるため、関係機関のネットワークにより、次に掲げる事項について協議する。

- 1 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- 2 困難事例への対応の在り方に関する協議及びこれに係る調整に関すること。
- 3 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- 4 障害福祉計画の作成及びその具体化に関すること。
- 5 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- 6 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- 7 その他必要と認められること。

## 地域包括ケアって何

元々は高齢者向けの支援体制です。

ひと言でいえば「地域包括ケアシステム」とは「医療や介護が必要な状況になっても、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活が続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方です。現在では、高齢者や障がい者、子供も含んだ考え方となっています。

その仕組み(ネットワーク)を「地域包括ケアシステム」といい、令和7年(2025年)を目標に構築することを目指しています。

キーワードは「地域」です。

地域によって対象者の状況や社会資源(医療機関、施設、担い手となる事業所など)の状況は異なります。そのため、地域の実情に合わせた取り組みを進めることが重要です。「地域包括ケアシステム」とは、いわば「ご当地システム」の支える仕組みです。

## にも包括って何

にも包括というのは「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」といって、精神障害の方も取り残さないといった内容の「地域包括ケアシステム」のことです。

高齢や障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステムのことをいいます。

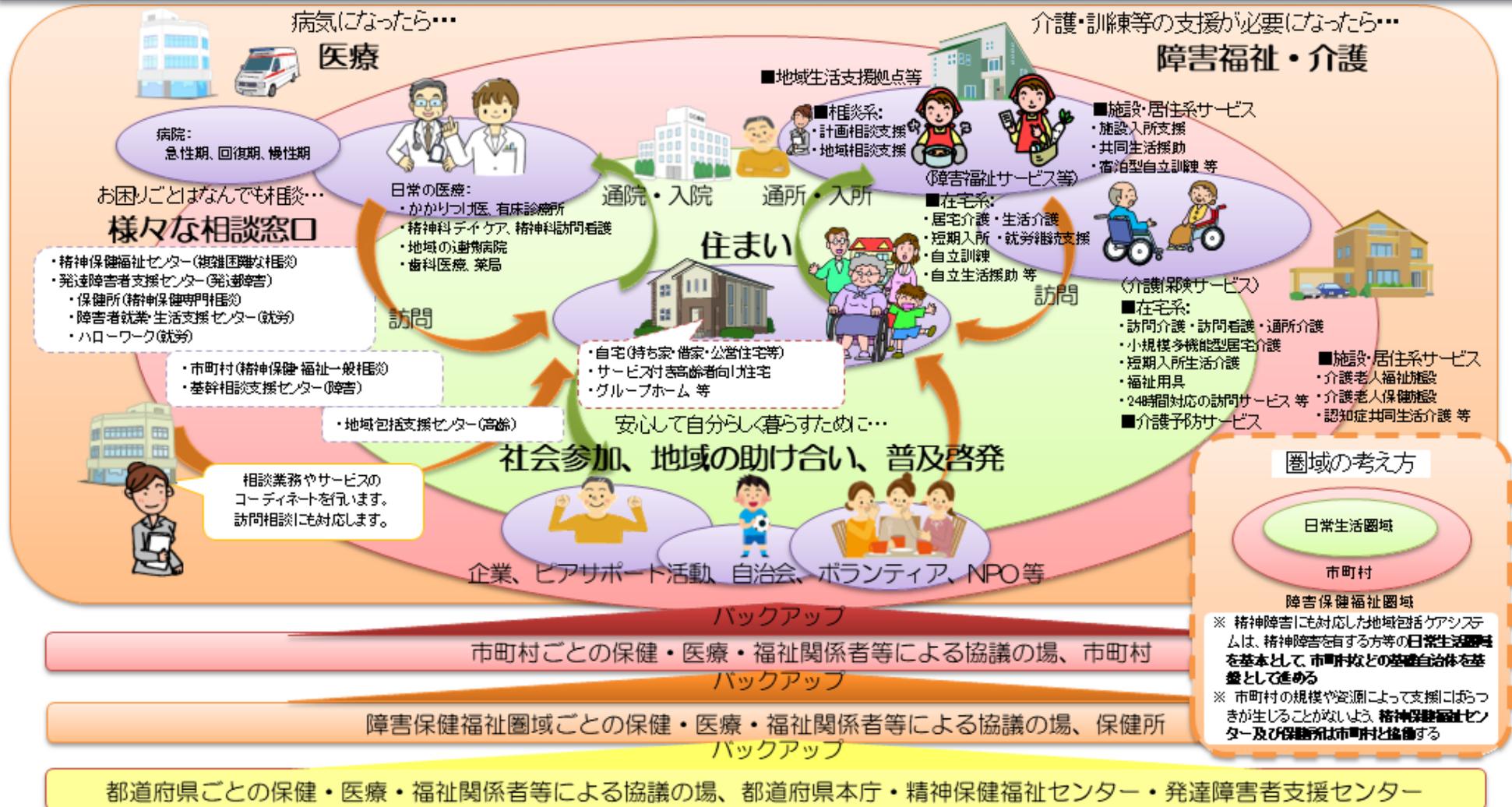


知的障害とは関係ないように思うけど共生社会ということでは同じです。



# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



# 地域包括ケアの課題

## 地域ケアシステムの課題

低い認知度



担い手不足の解消



医療との連携



サービスの地域格差の是正



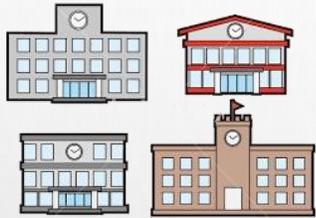
今日初めて聞いた人も多いんじゃないかな。  
まだまだ前途多難です。



## 地域生活支援拠点等のこと

### 地域生活支援拠点の目的

新たな支える  
仕組みのこと。



(～重度化・高齢化や「親亡き後」の事前の準備のために～)



- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とするための事前準備を行う。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備する。

## 地域生活支援拠点等のこと



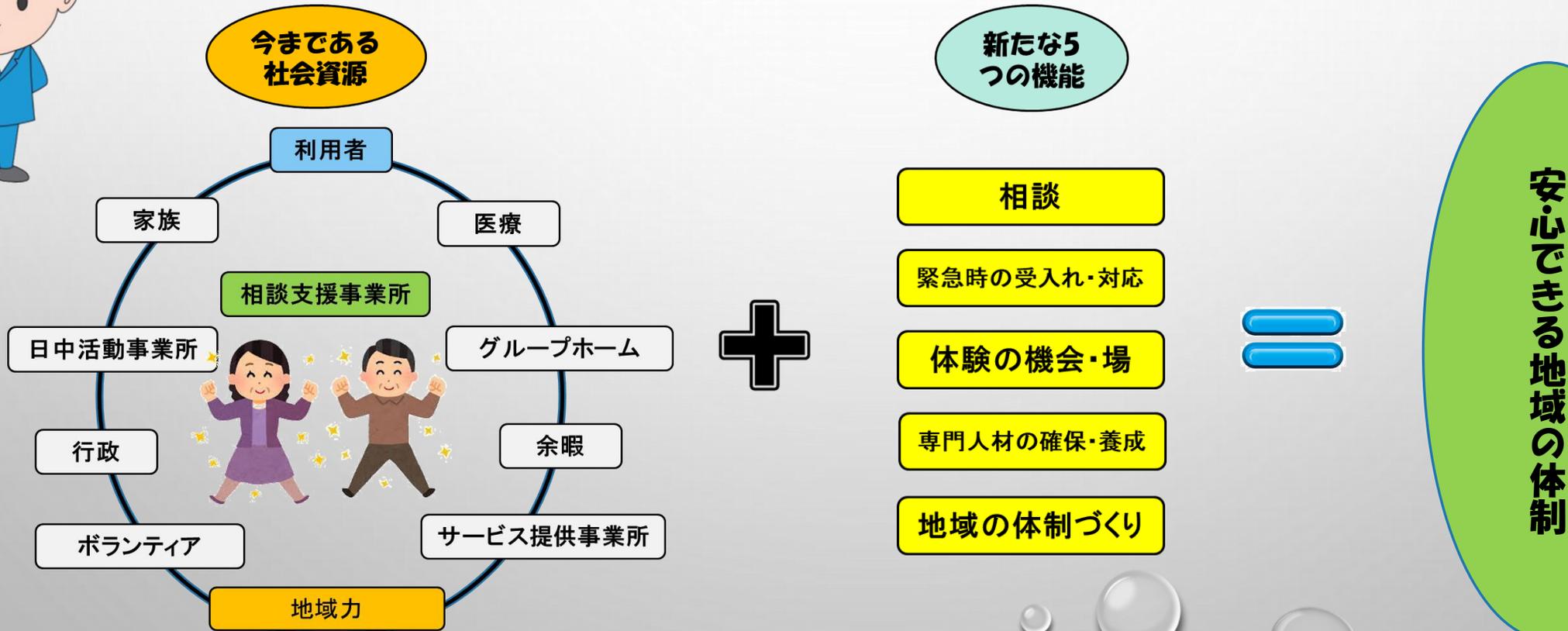
### 地域生活支援拠点の5つの機能とは

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受け入れ・対応
- (3) 体験の機会・場
- (4) 専門的人材の確保・養成
- (5) 地域の体制づくり



# 地域生活支援拠点等のこと

拠点等は障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態を図るものだよ。



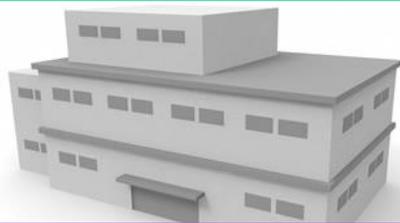
# 地域生活支援拠点等のこと

小金井版  
イメージ

基幹相談支援センター

共同生活援助  
(グループホーム)

短期入所



相談

体験の機会・場

緊急時の受け入れ・対応

地域の体制づくり

専門的人材の確保・養成

日中活動  
(就労移行、就労継続支援B型、  
生活介護事業所等)

面的整備

相談支援事業所



相談支援事業所

相談



相談

相談支援事業所



相談

居宅介護事業所

市役所  
自立生活支援課



## これからの福祉

色々な支援体制が検討され実行され、福祉がととてもよくなった～。  
と思う方はあまりいないのかもしれませんが。仕組み自体は良いものになってきているなと思います。ただ、多くの人はその情報を知らない場合が多いのかもしれませんが。

また、仕組みの単位が「地域」という枠の中で展開されることが多くなっており制度にはあるけど、それを担う事業所や人材不足で機能できない現状もあります。高齢化の課題や進路先の課題、将来に備えた準備等どうしたらよいのかと不安な場合には遠慮なく、相談することが大切です。まずは身近な人でも良いと思います。そのアクションが現在の福祉の情報を得る1歩になると思います。

「まだ自分たちには早いから。」なんて思わずに安定している時にこそ将来のことを考えていく時間だと思ってください。

## これからの福祉

障がい者の制度は、時代に合わせて目まぐるしく変わっていきます。今まではできなかったことが制度で認められている場合もあります。「以前相談したけどダメだったからもういや。」なんて思わずに聞いてみるのが大切です。

それでも、不足していることがあるかもしれません。その際には声を上げていくこともとても大切です。そういった点では「親の会」の活動はとても大切です。今感じている「不足しているもの」「充実して欲しいもの」「不安」をしっかりと取りまとめて小金井市をはじめとした関係機関へ届けています。団体活動の継続は大変です。少しでもご協力いただける方がいたらご助力お願いいたします。